

平成25年3月29日

国土交通省 都市局

1. 調査の主旨

地球温暖化、人口減少・超高齢化、財政制約等の社会情勢を踏まえ、それらに対応した集約型都市構造化を推進していくにあたっては、良好な都市環境の維持・形成や合理的な土地利用を推進する観点から、緑・オープンスペースの保全・確保や適切な土地利用転換を図っていく必要があります。

このためには、従来のような土地の公有化や規制といった手法のほか、緑地・農地について地域の合意形成のもと計画的な土地利用コントロールを図る新たな手法を用いることが効果的と考えられます。

そこで、実地において具体的に課題を抱える地方公共団体等との協力の下、課題解決のための手法について即地的に検討する実証的な調査を実施します。

2. 応募主体

以下の団体とします。

①地方公共団体

②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）

※②の団体による応募は、以下のすべての要件に該当する場合に限り可能です。

- ・代表者の定めがあること
- ・調査実施手続きを適正かつ効率的に行うため、団体としての意志決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること

3. 募集内容について

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査は、公募により広く提案を募集するものであり、応募された提案の中から、有識者によって構成される評価委員会において、6.(2)の評価方針に基づく評価により優れたものを選定し、提案の応募者へ調査を委託します。以下の事項に留意の上、提案を行って下さい。

(1) 募集する提案内容

集約型都市構造化の推進に当たって必要となる、地域における緑地・農地の保全・活用によるみどりや調和したまちづくりに関する課題の解決に向けた取組の提案を募集します。

【課題と取組の例】

課題例①：市街地の中心部など都市の拠点となる地域内における緑地の確保と適切な土地利用転換の促進

市街地の中心部など都市の拠点となる地域においては、都市機能の集約化に伴い都市環境の悪化が懸念されることから、計画的な緑地の確保を図るとともに、合理的でない土地利用が行われている場合は、適切な土地利用転換を図りつつ、良好な市街地環境を形成するための取組を進める必要がある。

課題例①に対する取組例：

- ・将来的に必要となる緑・オープンスペースの必要量の検討や効果的な活用手法の検証に関する取組
- ・緑・オープンスペースの確保や適切な土地利用転換を図るために必要な、地区計画や協定等地域住民の合意に基づくまちづくりの手法の検討に関する取組
- ・企業等多様な主体との連携による新たな緑地の創出及び維持管理の仕組み作りの検証や共通理解の促進に関する取組

課題例②：都市の拠点となる地域周辺における緑地・農地の適切な保全による都市機能の拡散の抑制及び低密な市街地形成の誘導

都市の拠点となる地域外においては、宅地需要が低迷する一方で、ミニ開発や資材置き場等の散発的な発生が見られ、今後市街地の質の低下が懸念されることから、緑地や農地の適切な保全を図ることで、都市機能の拡散を抑制するとともに、計画的に低密な市街地の誘導を図っていく必要がある。

課題例②に対する取組例：

- ・市街地の拡散の抑制に資する崖線等の都市構造を規定する緑地の保全手法の検証に関する取組
- ・市街地の質の低下をもたらす土地利用を抑制し、適切な利活用を図るための協定等の手法の検討・実証に関する取組
- ・地域住民を含む多様な主体と連携した、屋敷林、社寺林、生産緑地等の保全のための手法の検証や理解の促進に関する取組

(2) 委託期間

契約締結時～平成26年3月上旬

上記委託期間に実施可能な取組について、提案をして下さい。

4. 経費について

1件あたりの調査経費の上限額は原則1,000万円程度とします。

本調査で措置する経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置することが出来るものに限りません。

以下のような経費は、調査委託費による措置の対象にはなりません。

- ①国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に関わる経費
- ②地方公共団体職員の人件費
- ③施設整備費・修繕費、恒久的な施設の設置費等

【注意】選定された場合、委託契約を結ぶこととなりますが、概算払いは行いません。
(委託料の支払いは、調査終了後の精算払いのみ。)したがって、調査期間において業務を実施できる資金力が必要となります。

※再委託について

再委託については書面による事前の承認が必要であり、金額にして、調査費の1/2を超えて再委託することはできません。また、業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を再委託することはできません。(主たる部分とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)

なお、軽微な業務(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上)は再委託の承認は必要ありません。

また、応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合、構成団体間で処理される経費は再委託とはなりません。

5. 応募方法

下記の応募書類を、提出期間内に提出して下さい。応募書類に記入漏れや書類の不足等の不備があった場合、その応募書類は受理できませんのでご注意下さい。

(1) 応募書類

・様式表紙

提案書の表紙となります。

提案書の提出日、応募団体名、代表者の氏名を記入し、印を押して下さい。

「提案名」、「応募団体の概要」、「担当者連絡先」を記入して下さい。応募書類等に関する問い合わせは、「担当者連絡先」に記載された担当者に行います。電話番号等の連絡先は、応募書類提出後、選定結果を通知するまで、平時連絡可能な番号、アドレスを登録して下さい。

・様式1

提案名、応募団体名を記入して下さい。

提案概要を240文字程度で記入して下さい。概要には、背景・課題、目的、提案する取組が必ず含まれるようにして下さい。

「地域における緑地・農地の保全・活用によるみどりと調和したまちづくりに

関する方針」及び「提案する取組」について記入して下さい。「提案する取組」の記入にあたっては、具体的に実施する取組が何か、明確に理解できる記述として下さい。

提案する取組ごとに「課題解決効果・先導性・汎用性」「取組の成果とその活用方針」についての説明を記入して下さい。

・様式2

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施スケジュールについて記入して下さい。また、提案内容に関連する取組実績と調査実施後の取組の方針について記入して下さい。(応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、どの団体の取組実績、取組の方針かわかるように記入して下さい。)

・様式3

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施に必要な経費を記入して下さい。(詳細な記入要領は様式3に記載しています。)

・様式4

提案名、応募団体名を記入して下さい。

調査の実施体制について記入して下さい。

※ 応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、主な役割を担う構成団体の団体名と役割について記入して下さい。その他の構成団体については、団体名のみ記入して下さい。

なお、応募団体が複数の団体で構成される場合、地方公共団体が構成員として含まれていることが必要です。

※ 応募団体が再委託を予定している場合は、再委託する業務内容を記入して下さい。

※ 調査の実施において、他の団体との連携が見込まれる場合は、その関連団体の団体名とその関係性について記入して下さい。

※ 応募団体が「②地方公共団体を構成員に含む団体(協議会等)」の場合は、構成員である地方公共団体名、担当者名等を記入して下さい。

・様式5

提案内容について概要(A4ヨコで必ず1枚に収めること)を作成して下さい。文字は10ポイント以上として下さい。

提案名、応募団体名、経費予定額を記入して下さい。

様式1等に記入した提案内容を、「背景と課題」、「取組内容」、「取組の成果とその活用方針」の構成に沿って、適切に要約するとともに、必要に応じ写真、図等を使用し、提案内容について理解を補助する資料となるよう工夫して作成して下さい。

さい。(パワーポイントでの作成が困難な場合はワード等で作成していただいても構いません。)

(2) 提出期間

平成25年4月1日(月)から5月9日(木) 17:00まで

※ 本調査は、平成25年度当初予算の成立をもって実施が可能になりますので、提出された応募書類は、平成25年度当初予算成立をもって受理します。

(3) 応募書類の提出

応募書類は、国土交通省担当係宛(「7. 問い合わせ先について」参照)に電子データ(PDF形式)をメールにて、提出して下さい。送付先メールアドレスは提出開始日(平成25年4月1日(月))に国土交通省のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000122.html)で公表します。(送付先メールアドレスに関する電話によるお問い合わせは、平成25年4月1日(月)以降にお願いします。)

応募書類のメール送信後、国土交通省担当係へ必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします。電子データのファイル総量は極力2メガバイト以内として下さい。なお、送信された応募書類の印刷は、様式表紙、様式1～4は白黒で行い、様式5はカラーで行います。

6. 応募後のスケジュール

※ 平成25年度当初予算の成立時期によっては、変更が生じる可能性があります。

(1) 応募内容の確認(提出期間中及び提出期間後)

応募内容について確認するため、必要に応じて電話・メールによる問い合わせを行うことがあります。

(2) 選定(5月下旬)

本調査に応募された提案の選定にあたっては、評価委員会において下記に定める評価方針に沿って提案を評価し、その評価を踏まえ選定します。この際、提案内容の一部のみを採択することや実施内容の充実を前提に採択することがあります。

また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は評価の対象とならない場合があります。

【評価方針】

有識者によって構成される「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査評価委員会」において、主に以下の視点で評価します。

①地域における緑地・農地の保全・活用によるみどりと調和したまちづくりに
関する方針及びそれとの整合性

地域における緑地・農地の保全・活用によるみどりと調和したまちづくりに
関する課題が整理されており、提案する取組がそれを踏まえたものとなっ
ていること。

②提案する取組の課題解決効果、先導性、汎用性

提案する取組が、課題に対応した取組となっており、課題解決への効果が
大きい取組となっていること。また、提案する取組が、全国において事例は
少ないが、多くの地域で実施可能な取組であるなど今後広がることが期待さ
れる取組となっており、調査で得られる成果が他の地域から参考とされやす
いものであること。

③応募団体の実行力

提案する取組を実施するための計画が適切に立てられていること。提案内
容に関連する取組実績や、調査実施後における地域での取組について具体的
な方針があること。また、必要な経費が過不足無く適切に見積もられており、
必要な実施体制の構築が予定されていること。

なお、選定結果は応募団体の代表者に、書面により通知するほか、ホームページ
等により、選定された団体の団体名、団体の住所（市区町村名まで）、提案概要を公
表します。（5月下旬予定）

(3) 契約手続き（選定結果通知後～）

国土交通省都市局が、選定された提案の応募団体と委託契約の手続きを行います。
(別紙①参照)

なお、契約手続きに際し、実施内容や成果物の内容等について応募団体と個別に
協議させていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

(4) 概算払いについて

概算払いは行いません。

(5) 取組結果の報告会（平成25年度2月中下旬）

本調査の取組結果の報告会を国土交通本省で実施する予定です。報告会では、調
査を実施した応募団体から取組結果について説明していただきます。（報告会の出席
に伴う国土交通本省への旅費は、委託経費に含めて下さい。）

(6) 成果物について

委託業務完了時に成果物を提出していただきます。

成果物は調査報告書（A4版）を3部とその電子情報（CD-Rディスク等）とします。（調査内容によって、成果物を追加する場合があります。）

（7）精算（委託業務完了時）

委託業務完了時には、成果物に添えて、十分な根拠資料（支出を記録した帳簿と支出を証する証拠書類）を基に作成した精算報告書、委託費経費内訳報告書等を提出していただきます。

7. 問い合わせ先について

本募集全般に関するお問い合わせは、以下の担当まで電話にてお願いします。

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課 緑地環境室 湯澤、鈴木

内線 32965/直通 03-5253-8420/FAX 03-5253-1593

都市計画課 下村、酒井

内線 32664/直通 03-5253-8409/FAX 03-5253-1590